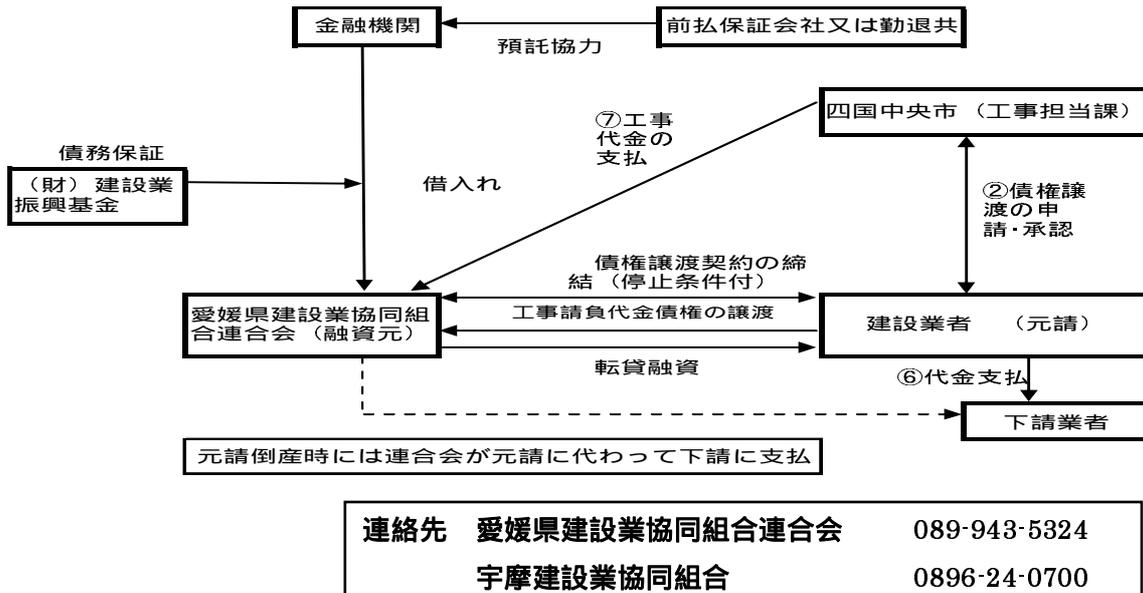


工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度 (下請セーフティネット債務保証事業)について

1. 制度の概要

資金供給の円滑化及び下請保護を図るため、元請業者と事業協同組合等の間で、下請保護方策の特約を付した工事請負代金債権の譲渡契約を締結し、その譲渡債権を担保にして事業協同組合等が融資を行う際に、建設業振興基金が融資資金の借入れに対する債務保証を行う制度です。



2. 手続きの流れ(番号は上図参照)

債権譲渡契約 この制度を利用される方(以下「利用者」という)は、愛媛県建設業協同組合連合会(以下「県連合会」という)との間で、四国中央市の承諾を停止条件とした債権譲渡契約を締結します。ただし、利用者は、県連合会の構成員に限ります。

債権譲渡申請 利用者と県連合会の連名で、四国中央市に債権譲渡承諾の申請を行い、四国中央市は、債権譲渡の承諾(又は不承諾)の通知を行います。

債権の譲渡 四国中央市の債権譲渡の承諾後、利用者は当該債権を県連合会に譲渡します。

借入れ 債権譲渡が承諾されたとき、県連合会は財団法人建設業振興基金の債務保証を受け、金融機関からの借入れを行います。

転貸融資 県連合会は、利用者に対し、譲渡された債権を担保として、出来高の範囲内で融資を行います。

下請代金支払 利用者は、県連合会から借り受けた資金を下請代金として一次下請業者に支払います。

工事代金支払(市) 四国中央市は、工事完成後、債権譲受人である県連合会に対して工事代金を支払います。

精 算

通常の場合

県連合会は、受け取った工事代金から利用者に貸し付けた金額を精算のうえ、残額があれば利用者に返還します。

利用者(元請業者)が倒産した場合

県連合会は、受け取った工事代金から利用者に貸し付けた金額を精算のうえ、債権譲渡契約の定めに従って、下請保護方策を講じます。